

総 務 常 任 委 員 会

平成31年3月14日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成31年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第14号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

《付託陳情》

- 陳情第 2 号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情

出席委員（7名）

委員長	伊 藤 保	副委員長	米 本 弥一郎
委員	高 橋 利 彦	委員	島 田 和 雄
委員	宮 澤 芳 雄	委員	遠 藤 保 明
委員	片 桐 文 夫		

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議 長 向 後 悦 世

説明のため出席した者（25名）

副市長	加 瀬 正 彦	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
会計管理者	松 本 尚 美	消防長	川 口 和 昭
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	その他担当 職員	1 4 名

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
副主幹	黒 柳 雅 弘		

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変忙しい中ご苦労さまでございます。

大変春めいてまいりましたけれども、気温の差がかなりあるので、皆様方におかれましては、体に十分留意してください。

それでは、総務常任委員会を開会します。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、向後議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

向後議長。

○議長（向後悦世） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は付託いたしました7議案、陳情1件について審査していただくことになっております。どうぞ慎重なる審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬正彦） おはようございます。

本日は総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、ただいま議長の挨拶にもございましたとおり全部で7議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係で、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項、議案第2号、平成31年度旭市病院事業債管理特別会計

予算の議決について、それと議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項ということで 3 議案ございます。

条例の一部改正といたしましては、議案第 14 号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての 4 議案でございます。

以上、全部で 7 議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔明瞭に答弁するように努めてまいりますので、何とぞ全議案可決承認くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 14 号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての 7 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてですが、これにつきましては過日の議会全員協議会におきまして、予算の概要をご説明したところでございます。

また、本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいたところではありますが、さらに何点か絞りまして、所管から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、着座してよろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 保） はい。説明が長くなるようでしたら着座をお願いします。

○総務課長（飯島 茂） どうもありがとうございます。失礼します。

それでは、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決について、総務課所管の人員費について補足説明申し上げます。

予算書の294ページをお開きいただきたいと思います。

給与費明細書の一般職分でございます。

まず、上段の（1）総括の職員数は、本年度640人は、平成31年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、新規採用者及び会計間の異動等を考慮して、31年4月1日の配置予定人数を計上したものでございます。前年度当初予算と比較して3人の減となっております。

括弧内の本年度29人は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の外書きでございます。

前年度当初予算と比較して3人の増となっております。

給与費のうち給料は、本年度の予算額が23億7,585万9,000円で、前年度と比較して904万7,000円の減となっております。これはフルタイム職員数の減によるものでございます。

職員手当につきましては、下段に内訳を載せてございますので、後ほどご説明いたします。

共済費は、職員の健康保険や厚生年金等に係る負担金でございまして、追加費用率の減により、前年度と比較して261万円の減となっております。

次に、下段の職員手当についてご説明申し上げます。

まず、扶養手当です。手当の内容は、配偶者及び父母等が月額6,500円、子どもが月額1万円となっております。支給人数の減により、前年度と比べ47万4,000円の減となっております。

次に、住居手当です。手当の内容は、借家の家賃に応じて支給するもので、一月の支給限度額は2万7,000円でございます。支給人数の増により、前年度と比較して177万8,000円の増となっております。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道 2 キロ以上のものについて距離数に応じて支給し、電車等の公共交通機関利用の場合は定期券等の運賃相当額を支給いたします。前年度とほぼ同額となっております。

次の特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は 1 回 200 円から 500 円を支給するもので、前年度と同額となっております。

次の時間外勤務手当は、平日の午後 10 時までは 1 時間当たりの時間単価に 100 分の 125 を乗じて得た額、週休日の午後 10 時までは 100 分の 135 を乗じて得た額、午後 10 時から翌朝の午前 5 時までは、さらにそれぞれ 100 分の 25 を加算した額等を支給するものでございます。これも前年度と同額となっております。

次の宿日直手当は、休日に日直業務をした職員に 1 回当たり 4,400 円を支給するものでございまして、前年度とほぼ同額となっております。

次の管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため休日や平日の深夜に勤務した場合に 6,000 円から 1 万円の範囲で支給するもので、前年度と同額となっております。

次に、下段に移ります。

休日勤務手当は、休日に勤務した場合に 1 時間当たりの時間単価に 100 分の 135 を乗じて得た額を支給するもので、平成 31 年度につきましては、休日の日数が増えることから、前年度と比較して 700 万円の増となっております。

次の管理職手当は、管理職の職務に応じて月額 2 万 7,800 円から 4 万 4,300 円を支給するものです。前年度とほぼ同額となっております。

続いて、期末手当と勤勉手当でございます。

平成 31 年度の期末手当の支給率は、6 月、12 月とも 1.3 月、勤勉手当は 6 月と 12 月ともに 0.925 月で、年間の合計支給率は 4.45 月分でございます。前年度と比較して、期末手当は職員数の減等により 245 万 9,000 円の減、勤勉手当につきましては、人事院勧告等に基づき支給月数が 0.05 月分増えたことにより 895 万 5,000 円の増となっております。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給するもので、3 歳未満の子どもについては、月額 1 人 1 万 5,000 円、3 歳から 12 歳までの子どもにつきましては、第 1 子と第 2 子は 1 人 1 万円、第 3 子以降は 1 人 1 万 5,000 円、中学生につきましては、1 人 1 万円を支給するものでございます。前年度とほぼ同額となっております。

最後の夜間勤務手当は、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合に、1 時間当たりの単価に 100 分の 25 を乗じて得た額を支給するもので、主に消防職員に対して支

給しており、前年度と同額となっております。

以上で、総務課の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決についての企画政策課の所管の部分を補足説明いたします。

主要事業につきましては、全員協議会でも説明させていただきましたので、それ以外のもので説明させていただきます。

歳入になります。予算書の31ページをお願いいたします。

15款1項1目、説明欄5です。道の駅施設貸付料600万円でございます。平成30年4月より、道の駅の運営会社であります株式会社季楽里あさひから施設貸付料を納めていただいておりますので、平成31年度につきましても今年度と同様に月額50万円、年額600万円を納付予定です。

続きまして、歳出になります。予算書の66ページをお願いいたします。

2款1項7目、説明欄11、道の駅整備基金積立金600万3,000円です。道の駅季楽里あさひの将来の大規模改修等に備えるため、先ほど歳入で説明いたしました道の駅施設貸付料などを基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 議案第1号、平成31年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の70ページをご覧ください。

歳出になります。

2款1項10目、説明欄2のコミュニティ育成事業、19節コミュニティ育成事業補助金は、各区が行う集会施設の建設や修繕のほか、祭り用備品の購入等に対して補助するものです。

来年度予算額1,131万円の主なものは、野中区が行う集会施設の新築への補助と万歳4区が行う祭り用備品の購入への補助です。

なお、補助率は集会施設の新築の場合、補助対象事業費の10分の6以内で、限度額は700万円です。

祭り用備品等については、宝くじの助成対象となることが条件で、補助率は100%、補助対象は100万円以上のもので、限度額は250万円です。

以上で、議案第 1 号、市民生活課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課より、議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決について、税務課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の 11 ページをお開きください。

1 款市税です。平成 31 年度市税の合計額は 75 億 5,417 万 7,000 円で、前年度比 1 億 406 万 9,000 円、1.4%の増を見込んでおります。

内訳としましては、現年度分を 74 億 6,197 万円、滞納繰越分を 9,220 万 7,000 円を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。

13 ページをお開きください。

1 項 1 目個人市民税は 31 億 122 万 2,000 円で、前年度比 1,052 万円、0.3%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については 98.10%で、前年度比 0.70 ポイントの増を見込んだものでございます。

1 項 2 目法人市民税は 4 億 8,610 万 9,000 円で、前年度比 2,758 万 3,000 円、6.0%の増を見込んでおります。現年度課税分の収納率については 99.60%で、前年度と同率といたしました。

市民税について、個人分は全体の約 8 割を占めている給与所得者の増を見込んでおります。

次に、下のほうになりますが、2 項 1 目固定資産税は 30 億 655 万 2,000 円で、前年度比 8,206 万 2,000 円、2.8%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については 97.50%で、前年度と同率といたしました。

家屋につきましては、新築家屋の増加により税額が増となる見込みで、また償却資産については平成 30 年度の課税分の実績が増え、その影響により増加となったものです。

続きまして、14 ページをお願いします。

3 項 1 目軽自動車税は 2 億 1,548 万 7,000 円で、前年度比 552 万円、2.6%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については 96.30%で、前年度比 0.70 ポイントの減を見込んだものです。

続きまして、4 項 1 目たばこ税は 4 億 8,026 万 5,000 円で、前年度比 2,411 万 7,000 円の 4.8%の減を見込んでおります。たばこ税については、税率の引き上げがありましたが、健康意識の高まりや喫煙場所の規制、値上げによる買い控えにより税額が減となる見込みです。

続きまして、15 ページをお願いします。

6 項 1 目都市計画税は 2 億 5,253 万 9,000 円で、前年度比 282 万 5,000 円、1.1%の増を見込んでおります。現年課税分の収納率については 97.50%で、前年度と同率といたしました。

次に、特別土地保有税について、制度自体は平成 15 年に廃止されたものですが、残っておりまして滞納繰越分が 30 年度で完納されましたことによる廃項となるものです。

以上で、議案第 1 号、税務課所管の補足説明を終わりにします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それでは、70 ページのコミュニティ育成事業 1,131 万円、これは万歳 4 区の祭り備品の補助金がここに入っているということですが、この祭りの備品というのはどういうものか、それに対して幾ら助成されるのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） この内容ですけれども、主なものは大きな太鼓を三つです。それで、補助金の額は 250 万円です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 294 ページの（1）総括の中で、ここで先ほど説明したわけですが、（1）の総括の職員数 640 人ということの中で、括弧の 29 人というのは、この中の再任用の職員の数だと思うんですが、そこで今職員の適正化計画、行革の中で打ち出されていますが、適正化計画の人数とこの人数を比較してどういうふうになるのか、それをまずお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋委員のご質問ありましたその括弧内は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員、外書きという中で、現在、旭市ではこの再任用、短時間ともに週 3、それを上限としておりますので、これは職員数、定数のほうには入ってきませんので、定員適正化計画のほうとは別のものだということふうにご理解を賜りたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 現在の職員の適正化計画の人数とこの 640 人を比較してどうなるのかお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） まず、640 人は、これまず一般会計ということでございまして、定員適正化計画のほう、例えば 30 年度であればその目標値は 682 でございまして、実数は 674、計画より 5 名先行して職員数のほうを減らしているということでご理解をいただければと思っております。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 5 人減らしているということですが、29 人再任用がいるでしょう。そうすると、週半分働いたって結局十四、五人の計算になるんです。そうすると、適正化計画の人数より多くなっちゃうと思うんですよ。それをどういうふうに考えているのか。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、再任用につきましては、前もご説明させていただきましたが、私ども公務員は 60 歳で現在定年だという中で、年金のほうで、例えば去年退職のものから 63 歳で初めて年金をもらえるよと。国のほうの方針として、無収入期間をなくすというような中で、本人の希望があれば、まず基本は任用しなくてはならないと、ルールはなっておりますので、本市では定数に入らない形で再任用のほうを現在認めているというところでございます。

高橋委員のほうからも以前から、再任用職員、あまりしっかり機能していないんじゃないかといったようなご質問あった中で、来年度の退職者から、やはりこれは希望制であります。週 5 日制、そういったことも本人の希望の中で認めていって、しっかり機能していただく、その場合には定数には入ってくるよということでご理解をいただければと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、適正化計画の中で正職員と再任用、これを両方加味した中でやるべきだと思うんですよ。

それからもう 1 点、そういう中で国も年金制度を延ばしたから、その間、組織をどうにかしろというそんな中で、旭市の臨時職員とかそういうのがいますね。それから見ますと、職員の再任用の時間給というのは約倍くらいしていると思うんですよ。ですから、給料といい

ますか、賃金の決め方はどうなっているのかお尋ねします。何を根拠に決めているのか。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 職員の給料をどういうふうに決めているんだという中で、市のほうでは一般職、行政職の給料表とあと医療職の給料表がございまして、一般職の給料表の一番下段のほうに任期付職員と、それから再任用職員の給料表のほうが定めてございます。

旭市では、基本は再任用は1級から7級までありますが、2級というものを基本として当てはめて給料のほうを支給しております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしましても、倍というのはちょっと高いと思うんですよ。例えば、農協なんかだって、60歳で定年になってやめたら、臨時職として入って給料は約半分なんですよ。ですから、自分たちの立場を守るのはいいいでしょうけれども、その辺は十分検討していただきたいと思いますよ。結局、その空白期間を埋めるなら埋めるで、その年金分、充当分ですか、それで私はいいいと思うんですよ。倍払うというのは、この金額を聞いたら世間一般から理解されないと思うんですが。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

実は高橋委員、本日も最後に陳情というふうなことで会計年度任用職員、臨時職のそういった制度が変わってくる中で、今で言う臨時職員、その給与実態のほうをしっかりと見直して、はっきり言えば、今の制度の中では期末手当なんか、一般的に言うボーナスですね、出すことはできませんが、それを出すようにといったような大きな国の動きもあります。いずれにしても、高橋委員おっしゃるように、例えば同一労働同一賃金であるとか、給与費の削減というものはしっかりと抑えていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、行政というのは市民あつての行政なんですよ。そんな中で市民に理解のできるようなそういう給与体系、自分たちの組織じゃなく市民あつての行政ですから、そういう中では市民に十分納得できるような給与体系にしていきたいと思います。

います。副市長、どうですか。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） これまでも総務課長が答弁しておりました。今までは確かに週３日ということがありました。

今後、例えば近隣の銚子市とかでは、既に週５日で勤務している職員もいるという状況の中で、そことの均衡等も踏まえて、これまで職員として培ってきたスキル、それがどのように生かしていけるのか、その辺も踏まえて検討させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） スキルとかなんとか言いますが、結局やめた人はその場所じゃなく、よその場所へ行っちゃうでしょう。これは職人みたいなあれだったらスキルということはありませんけれども、結局職員はほかのセクションへ行ったら、また一から出直しでしょう。そういう中でスキルという言葉は、これはあまり通用しないと思うんですよ。それはいい言葉ですけどもね。副市長、答弁して。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 全てが全くスキルが必要ない部署へということではございませんで、例えば契約の班であったり、企画のところだったりとか、それは適材適所で今後活用していく必要があるだろうと、その辺は今後しっかりと踏まえて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第１号の質疑を終わります。

続いて、議案第２号について補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 第２号につきましては、本会議での補足説明のとおりでございます。本委員会での補足はありませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第２号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 結局、看護師マンションの建設ということで借入れがあるわけですね。そんな中で今、中央病院は企業会計方式でやっていますから、その中で損益計算書で減価償却しているわけですよ。それが減価償却引当か、それとも建設改良積立金になっていくか分からないのですが、20 億円くらいなぜ借りなくてはならないのか、まずそこをお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、お答えします。

借入れは、うちのほうで借入れて貸し付けることによって、25%交付税算入されますので、それが補助金と同じ役割を果たすということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そこで、中央病院には建設改良積立金というのはどのくらいあるのかをお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 現在それはございません。新本館建設に当たって積み立てておきまして、それが終わった時点で基金はなくなっております。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 27 年であそこは公営企業でなくなって、28 年から独立行政法人になったわけですね。そんな中で、27 年度の決算には建設改良積立金というのはあるんですよ。これどこへやったのかをお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それは通常の現金と一緒にっております。移行時に建設の基金はなくなっておりますので。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 同じ決算方式なんですよ、やり方は。ですから、それはどこへ使ってもこれは構わないわけです。現金になっていようと、また何か購入する際に使っても、これは問題はないわけですよ。しかし、その勘定科目がなぜなくなったのか。

その時、28 年にはまるっきりそれがなくなっちゃっているんですよ。それと同時に、そこで退職給与引当金が何でできたの。今まで退職給与引当金というのは積んでいないわけですよ。何で退職給与引当金ができたのか。それと同時に、建設改良積立金がなくなったのか。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） その辺の詳しい内容になりますと、今回の議案から外れていると思いますので、それについてはまた中央病院のほうから聞き取りして、回答したいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） それは私も分かっていますよ、ここでは関係ない。しかし、その辺をきちっと精査しないで、中央病院から言われたら何でも金を貸しますよと、そんなあれはないと思うんですよ。

あと、これは課長に言ってもしょうがないと思うんですが、前に医師マンションのこともありましたけれども、中央病院に言われたら何でもやっちゃうんですよ。ですから、そんな中では貸すなら貸す、これはいいと思います。貸すなどは私は言いませんよ。しかしながら、中央病院の内容を十分把握する。把握した中で貸すなら問題ない。それを何がなんだか分からないで、中央病院に言われて貸すというのは、こんなあれはないと思うんですよ。その辺十分ね、課長より副市長、これは答弁してください。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 中央病院は地方独立行政法人に移行しました。ただ、その中でも、やはり施設の整備、それから機械器具の購入、こういったものには交付税算入されて、中央病院の経営上利益になる部分が当然あります。

そういった中で今の中央病院、ずっと黒字を出してきたその体力、財務諸表、そういったところを見ても、十分これは返していけるということも踏まえて、しかも中央病院の経営上の利益になる、それであれば新たに起債を利用して建てるということも、手法としては当然あると、そのように考えてこのような形をとっているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 私は副市長、貸す貸さないの問題じゃないんですよ。中央病院がおかし

くなったら、中央病院は今本体より大きいんでしょう、現実には。市は今年初めて 300 億円の予算を超しましたけれども、中央病院の予算は三百五、六十億いつていると思うんですよ。親亀より子亀のほうが大きいんですよ。そんな中で中央病院がこけたら、旭市はどうなりますか。銚子市だの夕張市だのと言ってられないんですよ。

赤字が出たら雪だるま、小さいのを大きくするのは大変だけれども、大きい雪だるまはすぐ大きくなっちゃうんですよ。そんな中でなぜ中央病院、最終的な責任は旭市が持たなくてはならない。市が持つというより、最終的には住民が持つということになるんですよ。そんな中で、幾ら向こうは経営体が違うからといって、何がなんだか分からないで市がやるというのは、ちょっと大きな問題があると思うんですよ。ですから、経営の実態は十分把握していただきたいと思いますよ。

先ほど担当課長が、改良積立金は新本館を建てる時に使っちゃったとか、使っていないでしょう。27 年度の決算にはちゃんと残っているんですよ。

(発言する人あり)

○委員(高橋利彦) 基金を残してどこへ持っていったか、その勘定科目がなかったら現金預金もないんですよ。

ですから、副市長、その辺は中央病院の内容は十分把握してくださいよ。市のためというより市民のためなんですよ。そういう中で、副市長、また何かあれば。

○委員長(伊藤 保) 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長(加瀬正彦) 今回、看護宿舎、当然これを借り入れて市から貸し付けるわけであり。これについては、先ほども申し上げたとおり交付税算入があって、その金額は……

(発言する人あり)

○副市長(加瀬正彦) それが収益改善のためになっているということもご理解いただければ。ただ、起債、自分のところのお金で使ってしまったら、それは留保するお金がなくなってしまふ。そうすると、通常回していく中でも、それが厳しくなるほうのほうが、より経営上は望ましくないんじゃないのかな。少しでも利益を得られて、収益上有利になるものであれば、それは今の収益の状況、それから決算の状況、そういったところを踏まえて、そののできる範囲の中で借りること、それは市も同じですけども、中央病院も同じで、利益になることをやっている、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長(伊藤 保) 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） まるっきり理解していないと思うんですが、中央病院の今交付税、前から見て 10 億円以上増えているでしょう。それと同時に、独法になった中で減価償却引当金がぐんと低くなった。経費が低くなったから、それから例の退職金の戻し分ですか、それがあってようやくあの決算でしょうよ。中央病院の内容をよく精査したら、だんだん悪くなっているんですよ。その辺十分踏まえた中で、副市長を含めた担当課長、検討していただきたいと思います。あとと言ってもしょうがないです。答弁があればどうぞ。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 減価償却の引当金というか、累計とか、その辺の話ですけども、これにつきましては移行時に独法の会計基準に照らして正しくやったということで、これはあくまでも、これがおかしいと言われても、何ともお答えのしようがありません。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） それで、現に利益的には 15 億円ほどの決算を続けておりますので、これは高橋委員おっしゃることを差っ引いても、上に出ておりますので、黒字体質で現在は運営されているということでご理解いただきたいと思います。

決して、そのものがなかったら赤字になるわけではございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） あんた方は、ただ逃げの答弁だけやっていて、実際問題あれでしょう。減価償却だって、何も私は資産を云々かんぬんは、これはその時点で資産の見直しをした中で低くしたのは当然なんですよ。それは私は言いませんよ。資産が少なくなったから減価償却が低くなる。減価償却が低くなるということは、結局経費が減るということでしょう。経費が減れば当然利益が出るんですよ。これはただ実質の利益じゃなく、帳簿上の利益だけなんですよ。そんな中で、営業収益で見たらどうなんですかね。営業収益というのは、前と比べてそんなに上がっていないでしょうよ。

いずれにしても、これは幾らやっていても、皆さん方はただ逃げの答弁ですから、いいですよ。私はごちゃごちゃあとは言いませんよ。市が全責任を最終的に持つ中では、中央病院の経営を十分把握していただきたいと思いますよ。どうなんですか、副市長。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今、地方独立行政法人に中央病院が移行しました。その会計基準についても、地方独立行政法人法の中でその会計基準に基づいて全て処理をしている。先ほどの減価償却もそうなんですけれども、実質的な利益の考え方というのは、減価償却費や固定資産価値の減少を費用として計上するものなんですよ。ですから、それは当然その年次によって変わっていきますから、その時々で利益が……

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） 十分ご存じの上でご質問いただいているということで、それについては中央病院も経営努力をしている。そういう中で一度も赤字を出していない。これ自体が全国的にないわけですよ。指折るぐらいしかないわけです。

（発言する人あり）

○副市長（加瀬正彦） ですから、それも収益としてきちんとカウントして、それに対応する看護師を増やしたりとか、その対応も経営努力の中できちんとされている。ですから赤字にならない。そういう逆の面からも見ていただいて、しっかりと経営しているということをご理解いただければなど。

当然、市が責任を持つのは、市立病院ですから当たり前でございます。ですから、そうならないように、みんな努力しているということをご理解いただければと思います。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決については、本会議において補足説明を申し上げたとおりで、財政課からは加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 議案第9号につきましては、財政課と同じく、行政改革推進課においても補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(飯島 茂) 議案第14号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長(伊藤 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長(飯島 茂) 議案第15号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでございます。特に補足する内容はございません。よろしくをお願いを申し上げます。

○委員長(伊藤 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(石毛春夫) 議案第16号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議においての補足説明以外はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長(伊藤 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) 特にないようですので、議案第16号の質疑は終わります。

続いて、議案第21号について補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（川口和昭） 議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本会議で補足説明を申し上げましたとおりでございます。ここでの補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 21 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第 21 号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、平成 31 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、平成 31 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議案第 21 号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、企画政策課の所管事項のうち株式会社季楽里あさひの事業経営状況の報告時期について報告させていただきます。

株式会社季楽里あさひの事業経営状況につきましては、昨年、一昨年と6月の第2回定例会で報告させていただきましたが、平成31年度からは9月の第3回定例会で報告させていただくことといたしたいと思います。

その理由といたしましては、議会への報告は、会社の株主総会で決算書類の承認を受けた後となること、経費等の処理について3月の支払い分の中に、電気代その他4月末から5月の連休明けになるものもあり、5月中旬に監査、株主総会を開催するにはスケジュールが非常に厳しいということで、会計事務所のほうから、役員会等の中で一考願いたいという旨の申し出があり、余裕を持った処理が望ましいということでございます。

また、法人税の申告につきましては、季楽里あさひにつきましては、特例措置により1か月間延長することが認められている法人であると、千葉県東総食肉公社や旭中央病院の経営状況については9月の第3回定例会で行っており、これに合わせたいこと、会社法及び会社の定款で株主総会は事業年度終了後3か月以内に開催するということになっております。これらのことから、9月の第3回定例会で報告させていただくこととしました。

以上で、企画政策課の所管事項のご報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私のほうからは、第2次旭市男女共同参画計画を策定いたしましたので、概要を説明させていただきます。

お手元にあります計画書のほうをご覧くださいと思います。1ページです。

1は、計画策定の趣旨です。

旭市では、平成26年に旭市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

その結果、一定の前進はありましたが、少子高齢社会の進展やライフスタイルの変化の中で新たな課題も生じておりますので、これまでの計画を踏まえ、第2次旭市男女共同参画計画を策定したものです。

今後も引き続き男女が社会の対等な構成員として参画し、ともに責任を担う社会の実現に向け必要な施策を推進してまいります。

なお、ここに記述はないんですけれども、この計画の策定に当たりましては、平成 29 年に行った市民意識調査をはじめ外部組織であります旭市男女共同参画推進懇話会やパブリックコメントで、市民の皆様から意見をいただき反映しております。

次に、2 の計画の位置づけですが、(1) から (4) にありますように、本計画につきましては、男女共同参画社会基本法に基づく計画であることをはじめ、国の第 4 次男女共同参画基本計画や県の第 4 次千葉県男女共同参画計画及び旭市総合戦略と整合性を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、これは通称DV防止法ですけれども、そういった法律に基づく市の基本計画として位置づけております。

また、(4) ですけれども、(4) は今回新たに加えたもので、この計画は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画としても位置づけをしております。

3 の計画の期間ですけれども、2019 年度から 2023 年度までの 5 か年となります。

2 ページをご覧ください。

○委員長（伊藤 保） 課長、長くなるようでしたら座って。

○市民生活課長（宮負賢治） すみません、座って説明させていただきます。

2 ページの 1、計画の理念は男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる社会の形成といたしました。

2 の基本目標は、一つ目が男女が互いを尊重する社会づくり、二つ目が男女が個性と能力を発揮できる環境づくり、三つ目は男女が安全・安心に暮らせる社会づくりといたしました。

○委員長（伊藤 保） 説明の途中ですが、ここで 11 時 15 分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午前 11 時 15 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事項の報告を行います。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） それでは、先ほどに引き続きご説明させていただきます。

2 ページです。

先ほど理念と目標を申し上げましたが、これは現在の計画と同じものとしております。

3 ページをご覧ください。

重点的に取り組む施策です。この部分は、今回の計画で新たにつけ加えられたものです。

今回の計画では、これまでの取り組みや市民意識調査を通じて明らかになってきた課題への対応に当たり、旭市として特に重点的に取り組む施策としまして、（１）あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進、（２）DV・虐待被害等に対する支援体制の充実、（３）ワークライフバランスの普及促進、（４）子育て・介護への支援、（５）市政における男女共同参画の推進、（６）防災における男女共同参画の推進を位置づけました。

4 ページをご覧ください。

計画の体系になります。

左からですけれども、基本理念とこれに基づく三つの基本目標、次の列では目標の達成に向けた八つの主要課題、さらに課題の解決のために取り組む施策の方向や重点施策を示しております。

5 ページをご覧ください。

このグラフですけれども、平成 25 年度と平成 29 年度に行った市民意識調査の結果から、男女共同参画社会を実現するために、市の施策に望むことを比較しております。

このグラフからは、育児・介護休業制度の普及促進の充実を望む声が一番多く、次いで育児・保育事業の充実、3 番目に職場における格差の是正や女性の労働条件の改善を望む声が多いことが分かります。

6 ページをご覧ください。

第 3 章、施策の内容です。ここからは八つの主要課題について現状と課題を整理した上で、施策の方向と具体的な取り組みを記載しております。

まず、基本目標 1 の主要課題 1、男女共同参画意識の形成です。

ここでは市民意識調査の結果、男性優遇が 6 割を超えていた慣習やしきたり、政治、行政などの分野において、男女共同参画の理念を正しく広めるため必要な施策や事業を推進しております。

下段は主要課題 1 に対応する施策の方向と実施予定の事業になります。

この表の右の端に区分欄とありまして、そこに継続とある事業は、現在の計画にある事業

を引き継いだものです。ここに新規と表示してあるものは、今回新たに位置づけた事業ということになります。

7 ページをご覧ください。

2 段目の表ですけれども、主要課題 1 における施策の目標になります。この目標は、課題ごとに設けてありまして、施策の確実な推進に向け、毎年達成状況を調査しております。

以下のページにつきましては、主要課題ごとに施策や事業を記述してございます。

そういったことで説明は省略させていただきまして、最後になりますけれども、この計画につきましては概要版を作成しまして、区長を通じて全戸配布する予定です。

以上で、第 2 次旭市男女共同参画計画の概要の説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課から工事の入札について報告いたします。

旭市新庁舎建設事業に係る建設工事 3 工種及び旭市総合体育館屋根・外壁改修工事について、3 月 12 日に開札を実施いたしました。その結果を申し上げます。

まず、旭市新庁舎建設建築工事については、特定建設工事共同企業体 2 者から応札がありました。

次に、旭市新庁舎建設電気設備工事については、特定建設工事共同企業体 5 者から応札がありました。

次に、旭市新庁舎建設機械設備工事については、特定建設工事共同企業体 3 者から応札がありました。

最後に、旭市総合体育館屋根・外壁改修工事については、4 者から応札がありました。

以上、応札の結果 4 件全てにおいて予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した業者をそれぞれ落札者といたしました。

なお、今申し上げました四つの工事案件につきましては、現在、仮契約のための事務手続きを行っており、来週 19 日の議会最終日に追加議案として提出する予定であります。

以上で、財政課からの報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（伊藤 保） 特にならぬのでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（伊藤 保） 次に、陳情の審査を行います。

関係課以外は、退室してください。

ここでしばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 21 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第 2 号、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情の 1 件であります。

それでは、陳情第 2 号の審査に入ります。

総務課より参考意見がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情について、総務課から参考意見を申し上げます。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、平成 32 年 4 月 1 日から施行される制度でございます。この制度により、さまざまな自治体で雇われています臨時的任用職員や嘱託職員等は、平成 32 年 4 月 1 日以降、原則、会計年度任用職員という身分になります。

これまでと異なる点といたしましては、給与やサービスの取り扱いなどの諸条件が改善されるということでございます。この諸条件は、平成 31 年度に条例によって定めることとしておりますが、一例を申し上げますと、期末手当等の支給が可能になるということでございます。

このように、臨時的任用職員等に対する労働条件が改善されることとなりますが、自治体

の財政面から捉えますと、期末手当等の支給により、これまでより確実に人件費が上昇することとなります。

市といたしましては、地方行政の重要な担い手であります臨時的任用職員等の待遇を改善し、確実に労働力を確保するため、国から財政措置を受けられることは、大きな意味があるものと考えております。

以上、総務課からの参考意見とさせていただきます。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 一つお伺いしますけれども、今現在、旭市で実際にこの制度に該当する方は、どういったところでどのような仕事をされているのか、その辺分かればお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、現在旭市で雇っております臨時職員数は 405 人からおります。このうち社会保険に加入条件であります 4 分の 3 以上の勤務をしている職員も、169 名からおるところでございます。

どのような場所に勤務しているのかといったようなことでございましたが、例えば保育士、正規職員だけでは十分になっておりませんので、臨時の方をお願いしておりますとか、給食の調理員であったり、税務課等の市民のいろんなデータ等の整理であるとか、あと人数は先ほど言ったように 405 人と相当多い中でございますが、それは個別に本当の単発の業務ということで予防接種の従事であるとか、そのようなカウントが相当あるわけでございます。全てについて申し上げるのはご了承いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） この陳情は条件が悪いからということですが、この条件がちょっと分からないから、旭市では条件的にどうなんですかね。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋委員から、旭市の現在の臨時職員の条件はといったようなことで、臨時職員については毎年、賃金基準表というものを近隣他団体等の状況を踏まえた中で、バランスをとりながら設定しているところでございます。そもそも従来から正規職員と臨時職員の賃金格差はあったというようなことでございます。

国のほうにおいては、今、旭市で言えば、一般事務職であれば時給 940 円ではありますが、国においてはこれを 1,000 円まで上げるといったような大きな動きがある中で、旭市の一般事務で 940 円、決してそれをオーバーしていませんから高いわけではないし、かといって低いといったようなことでもございません。

それから、どうしても保育士の場合には、日給で 9,300 円といったような賃金を払っているところでございます。保育士につきましては、やはりどうしても近年ゼロ歳児であるとか、低年齢化の子どもを預けるといった中で、例えばゼロ歳児であれば 1 人の保育士が 3 人までしか見られない、でも 5 歳児、6 歳児になれば 1 人の保育士で 30 人まで見られるといったような社会の要請というものはある中で、近隣の団体と比べて保育士の賃金が安かった場合に、なかなか臨時職の雇用もできないという中で、そこら辺は十分近隣とバランスを図る中で、旭市は相当保育士が多いというのは、近隣より比較して事実でございますから、そこら辺は配慮する中で、近隣よりは幾分高く設定をしているということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません、1 点質問させていただきます。

再任用職員の方も同様なあれになるんですかね。それとも再任用の職員は別の考えになるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 片桐委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

再任用であつたり任期付職員、これは別な制度でございます。

ただ、再任用につきましては、国のほうがまだ明確ではありませんが、とにかく国家公務員の定年のほうは 65 歳まで今後段階的に引き上げていく、それで 3 年かけるのか、2 年かけるのか、それからまた国のほうは明確な方針は出しておりませんが、いずれ再任用制度と

いうのはなくなっていくよと。あと、とにかく臨時職員というものが同一労働同一賃金と
いったような大きな動きの中で、会計年度職員といったような位置づけがされるというこ
とでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 例えば、今パートで働いている方がおられるということで、163 名ぐら
いおるということですが、これに対して国から補助金とかいう、そういう見込みはあるんで
すか。

○委員長（伊藤 保） 遠藤委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えをさせていただきます。

先ほど私申し上げたのは、まず臨時職員、現在延べ数では 405 人、そのうち 4 分の 3 以上
の勤務、常勤に近い形で、これは社会保険加入の条件であります、その職員が 169 名おる
ということでございます。これについては、特に国のほうから補助金とか何かないわけでご
ざいまして、そこで今回このような陳情が上がったということだと思っております。

ただ、とにかく一般的に行政需要というか、行政の経費が上がるということは、まさしく
全国の 1,700 の自治体が全部行政需要が上がる中で、当然それは国のほうは交付税では当然
見ざるを得ないというのが実情でございまして、それがどのような形で交付税に算入される
のか、遠藤委員おっしゃられたように、補助金にはならないと思いますが、何らかの手当て
をしないと地方はやっていけないということでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これはよく同一賃金同一条件という中でのこれは陳情だと思うんですが、
例えば同一賃金、同一条件これは抜きにして、同一賃金にした場合、旭市でも約 400 人から
臨時職員がいるという中で、試算としてはどのぐらいの金額になるんですかね。

○委員長（伊藤 保） 高橋利彦委員の質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） まだ国または県のほうも、明確な方向性は出しておりません。

ただ、そのような中で、例えば今いる大勢の臨時職員が高卒初任給、1級9号給になりますが、それと同じ同水準に当てはめた場合、それから期末手当のほう、期末手当は私ども常勤2.6月1年間もらうわけですが、それを同一とした場合に、本当の概算ですが、1億円を超える金額が、影響額が出るだろうというふうに踏んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質問はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、ここで執行部は退席をしてください。

大変ご苦労さまでございました。

そのまましばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時33分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き陳情の審査を行います。

陳情第2号についてご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、陳情の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（伊藤 保） 次に、討論を省略して採決をいたします。

（発言する人あり）

○委員長（伊藤 保） では、暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前 11 時 35 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を省略して採決をいたします。

「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、陳情第 2 号は採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午前 11 時 37 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

意見書の配付があるとおりでございます。

それでは、陳情第 2 号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（大矢 淳） それでは、陳情第 2 号の意見書案についてご説明いたします。

お手元に配付してございます、会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への

十分な財政措置を求める意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して説明に代えさせていただきます。

会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書案。

平成 28 年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で 64 万人とされ、いまや自治体職員の 3 人に 1 人が臨時・非常勤職員である。

職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、平成 29 年 5 月 11 日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに会計年度任用職員制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められている。

来年 4 月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっている。行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記。

1. 会計年度任用職員制度の施行に伴う、賃金労働条件の整備に必要な地方自治体の財源を確保すること。

2. 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するよう努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 日。

千葉県旭市議会。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、陳情第2号の会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書は、原案のとおりとすることによってよいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤 保） ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保